

全化に大きな力を与えた。

また、従来の小規模住宅用地と非住宅用地における税負担には大きな較差があり、土地に対する税負担の均衡上の観点からも、減免措置は必要な措置であるものと考えらる。

東京都がこの減免措置を今年度限りの措置とし、次年度以降廃止とした場合は、区民とりわけ中小零細企業経営者に与える経済的、心理的影響は極めて大きく、また景気に与える影響も強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を、平成15年度以降も引き続き継続されることを強く要望するものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長 名

東京都知事 あて

議員提出第22号議案

中小企業のための金融支援策の早期実施と
金融アセスメント法の制定を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 ふちわき 啓子
同 忍 足 和 雄
同 浅 古 みつひさ
同 巻 田 清 治
同 鴨 下 稔
同 大 島 芳 江
同 鈴 木 けんいち
同 小 林 ますみ
同 吉 岡 茂

足立区議会議員 鈴木 進 様

(提案理由)

国会及び政府に対し、中小企業のための金融支援策の早期実施と金融アセスメント法の制定を求めるため、本案を提出する。

中小企業のための金融支援策の早期実施と
金融アセスメント法の制定を求める意見書

地域経済を支えている中小企業は、長期化する景気の低迷により、極めて厳しい経営状況下にある。金融機関による「不良債権の最終処理」によって、連鎖倒産や失業者が急増しており、地域経済や中小企業に深刻な影響をもたらしている。

また、金融機関の破綻や統廃合による影響も大きなものが予想される。こうした一連の金融上の問題によって、健全な中小企業が倒産に追い込まれることがないように対策を講じることが喫緊の課題となっている。

これらの金融問題を根本的に解決するためには、地域や中小企業に円滑な資金供給を図ること、貸す側と借りる側との公正な取引関係をつくること、地域や中小企業を支える健全な金融機関を台成することを目的とする金融アセスメント法を制定し、地域や中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を正當に評価する仕組みづくりが求められている。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、次の事項を早急に講じるよう強く求めるものである。

記

- 1、不良債権の最終処理にあたっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講じること
- 1、中小企業の実態にあった金融検査マニュアルを作成し、中小企業に適用すること
- 1、金融アセスメント法を制定すること

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
経済産業大臣
金融担当大臣

議員提出第23号議案

遺伝子組み換えイネに関する意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 新井 ひでお
同 せぬま 剛
同 杉崎 せいじ
同 鹿浜 清
同 谷中 慶子
同 橋本 ミチ子
同 西口 喜代志
同 浜崎 健一
同 ぬかが 和子

足立区議会議長 鈴木 進 様

(提案理由)

政府に対し、遺伝子組み換えイネについて、食品や飼料として承認しないよう求めるため、本案を提出する。

遺伝子組み換えイネに関する意見書

BSE(牛海綿状脳症)問題に続き、残留農薬が基準値を超えるほうれん草や、指定外添加物を使用した食品等が大量に流通するなど、食品をめぐる問題は後を絶たない。

遺伝子組み換え食品についても、昨年、未審査の遺伝子組み換え作物を含む輸入原材料を使用したスナック菓子が流通するという事件が発生し、国民は大きな不安を感じている。

このような状況の中、遺伝子組み換え技術を用いたイネが開発され、その実験栽培が国内で行われており、食品や飼料としての高品質化へ向けて研究がされている。

コメは日本人の多くが食する主食であり、また日本の農業の要としてその環境と文化を育んできた大切な作物である。国民的合意のないまま、安易に遺伝子組み換えイネが食品や飼料として国内に流通されれば、国民の不安はさらに高まることが懸念される。

よって、足立区議会は政府に対し、遺伝子組み換えイネを食品や飼料として、承認しないよう強く求めるものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長 名

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
農林水産大臣

議員提出第24号議案

個人情報保護関連法の早期制定を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 浜崎 健一
同 馬場 繁太郎
同 藤崎 貞雄
同 平沢 太郎
同 中島 勇
同 渡辺 修次
同 白石 正輝
同 飯田 豊彦
同 篠原 守宏
同 野中 栄治